

広島県教委委員会規則第七号

広島県立総合体育館管理運営規則及び広島県総合グラウンド管理規則を廃止する規則を次のように定める。

平成三十年三月二十九日

広島県教育委員会

教育長 下 崎 邦 明

広島県立総合体育館管理運営規則及び広島県総合グラウンド管理規則を廃止する

規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 広島県立総合体育館管理運営規則（昭和三十七年広島県教育委員会規則第八号）
- 二 広島県総合グラウンド管理規則（昭和三十九年広島県教育委員会規則第八号）

附 則

この教育委員会規則は、平成三十年四月一日から施行する。